

議案第 1 1 1 号

京丹後市国民健康保険条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

出産育児一時金について健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の一部が改正され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京丹後市国民健康保険条例（平成16年京丹後市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

第13条中「国民健康保険特別会計」を「国民健康保険事業特別会計」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市国民健康保険条例第6条の規定は、令和4年1月1日以降に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用する。

京丹後市国民健康保険条例(平成16年京丹後市条例第149号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第12条 (略) (財産管理の方法)</p> <p>第13条 <u>国民健康保険特別会計</u>に属する財産の管理は、一般会計に属する財産管理の例によるものとする。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p>	<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第12条 (略) (財産管理の方法)</p> <p>第13条 <u>国民健康保険事業特別会計</u>に属する財産の管理は、一般会計に属する財産管理の例によるものとする。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市国民健康保険条例第6条の規定は、令和4年1月1日以降に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用する。</u></p>